

● 所得の低い方は、申請により食費・居住費の自己負担が軽減されます

下記の段階に該当する方は申請により、食費と居住費\*の一定額以上が保険給付の対象となります。食費・居住費の基準費用額(前頁参照)と自己負担限度額との差額分が、介護保険から給付されます。(特定入所者介護サービス費) ※短期入所の場合は滞在費

〈対象者〉 介護保険施設、短期入所サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護利用者のうち下表の利用者負担第1段階～第3段階に該当する方

※通所サービスは、軽減対象になりません。  
 ※この制度を利用するためには、あらかじめ「負担限度額認定証」(黄色)が必要です。  
 (認定された方には、負担限度額認定証が交付されます)。  
 ※介護保険料に未納がある場合、給付が制限されます。

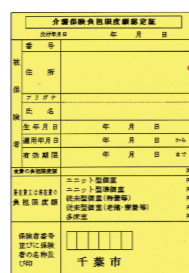
〈軽減内容〉 第1段階～第3段階の方の自己負担額が、下表の金額になります。  
 ※ただし、下記利用者負担段階の方のうち、配偶者が市民税課税者である場合(世帯分離の場合も勘案されます)、又は預貯金等が一定額を超える場合は、食費・居住費の自己負担軽減はありません。

自己負担の軽減対象者とその負担限度額(負担の上限額) (日額)

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等	食費		居住費			相部屋(多居室)
			施設入所	ショートステイ	ユニット型個室	ユニット型個室的多居室	従来型*個室	
1	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付を受給している方等	要件なし						
	老齢福祉年金受給者の方	単身: 1,000万円以下 夫婦: 2,000万円以下	300円	300円	880円	550円	380円 (550円)	0円
2	公的年金等収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が80.9万円(82.65万円)以下の方	単身: 650万円以下 夫婦: 1,650万円以下	390円	600円	880円	550円	480円 (550円)	430円
3①	公的年金等収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が80.9万円(82.65万円)超120万円以下の方	単身: 550万円以下 夫婦: 1,550万円以下	650円 680円	1,030円 1,030円	1,370円	1,370円	880円 (1,370円)	430円
3②	第2段階、第3段階①以外の方	単身: 500万円以下 夫婦: 1,500万円以下	1,360円 1,420円	1,300円 1,360円	1,370円 1,470円	1,370円 1,470円	880円 (1,370円) 980円 (1,470円)	430円 530円

※2026年8月から朱書きの金額に変わります。  
 ※従来型個室の居住費は、上段が介護老人福祉施設、短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の金額で、下段のカッコ内が介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護の金額です。  
 ※介護保険制度開始前からの特別養護老人ホーム入所者で、利用者負担割合が5%以下となる方については、居住費及び食費を含めた負担額が当時の負担額を超えないよう、軽減措置を講じます。  
 ※公的年金等収入=課税年金収入(P38参照)  
 ※第2号被保険者の方は、単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下。

介護保険負担限度額認定証(黄色)の記載内容



- 1 住所・氏名・生年月日などが記載されています。
- 2 負担限度額認定の有効期間が記載されています。
- 3 サービスを利用したときに支払う自己負担の限度額が記載されています。  
 ※8月で更新されます。

● 課税世帯における特例減額措置(食費・居住費)

世帯全員が市民税非課税でない場合でも、高齢夫婦世帯などで一方が施設に入所した場合で残された配偶者などの収入が一定額以下となる場合などには、食費及び居住費の負担が引き下げられます(配偶者については、世帯分離されている場合も勘案されます。) ※短期入所は除く。

- 〈対象者〉 市民税課税世帯で、以下の①～⑥のすべてに該当する方
- ①その属する世帯の世帯員の数が2以上であること(単身世帯は対象外)
  - ②介護保険施設に入所又は入院し、利用者負担第1段階～第3段階に該当しないこと
  - ③世帯の年間収入から、施設に支払う利用者負担(施設サービス費用1割分、居住費、食費の年額合計)の見込額を除いた額が80.9万円(2026年8月から82.65万円に基準変更の予定)以下となること
  - ④世帯の預貯金等の額が、450万円以下であること
  - ⑤世帯に日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
  - ⑥世帯全員が介護保険料を滞納していないこと

〈軽減内容〉 食費及び居住費又はその一方が利用者負担第3段階②の負担限度額に軽減されます。

● 自己負担が高額になった場合(総合事業利用分も含みます。)

① 1か月の自己負担が上限額を超えたとき(高額介護サービス費等)

同じ月に利用したサービスの1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)の自己負担の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯合計額)が高額になり、一定額を超えたときは、市から通知が届き次第、申請\*により、「高額介護サービス費等」が個人単位で支給されます。  
 ※最初に1回だけ申請すれば、原則として、その後の申請は必要ありません。自動的に継続して支給されます。

利用者負担段階	所得区分		利用者負担上限額	
第4段階	課税世帯	課税所得690万円以上	世帯で 140,100円	
		世帯内に課税所得が右記以上である第1号被保険者がいる場合	課税所得380万円以上690万円未満	世帯で 93,000円
		課税所得145万円以上380万円未満	世帯で 44,400円	
第3段階	世帯全員が市民税非課税	上記以外の方	世帯で 24,600円	
第2段階	世帯全員が市民税非課税	前年の公的年金等収入額(P38参照)とその他の合計所得金額(P37参照)の合計が80.9万円以下の方 ※2026年8月から82.65万円に基準変更の予定	世帯で 24,600円 個人で 15,000円	
第1段階	世帯全員が市民税非課税	老齢福祉年金受給者の方	世帯で 15,000円 個人で 15,000円	
	世帯全員が市民税非課税	生活保護の被保護者、中国残留邦人等支援給付を受給している方等	世帯で 15,000円 個人で 15,000円	

② 介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき(高額医療合算介護サービス費等)

介護保険と医療保険の両方に自己負担額があり、その負担合計額が高額となり、年間で一定額(限度額)を超えたときは、申請により超えた額が「高額医療合算介護サービス費等」として支給されます。  
 ※毎年8月1日から翌年7月31日までの自己負担額の合計が対象となります。  
 ※高額介護(予防)サービス費、高額療養費として支給(予定を含む)されたものは、合算の対象になりません。

■ 高額医療・高額合算サービス費等の自己負担限度額(年額/8月～翌年7月)

所得区分	後期高齢者+介護保険(75歳以上)	被用者保険または国保(世帯内の70歳～74歳)+介護保険	所得(基礎控除後の総所得金額)	
			70歳未満の方	
現役並み所得者	課税所得690万円以上	212万円	212万円	901万円超
	課税所得380万円以上	141万円	141万円	600万円超 901万円以下
	課税所得145万円以上	67万円	67万円	210万円超 600万円以下
一般	市民税課税世帯で上記以外	56万円	56万円	210万円以下
低所得者Ⅱ	市民税非課税世帯	31万円	31万円	市民税非課税世帯
低所得者Ⅰ	市民税非課税世帯(所得0円)	19万円	19万円	34万円

※1 低所得者Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯の場合は、自己負担限度額(19万円)が高額介護サービス費等の限度額(年間約30万円)を下回るため、低所得者Ⅱの自己負担限度額が適用されます。

③ 高額介護サービス費等の貸付

利用者負担が高額になる場合などの一時的な費用負担にお困りの方には、貸付制度があります。  
 〈貸付の対象者〉 高額介護サービス費の支給が受けられる方  
 ※各介護予防サービスを含む。  
 ※介護保険料に未納があり、給付制限を受けた方は支給対象となりません。

● その他の利用者負担軽減

● 社会福祉法人等利用者負担軽減対策

この軽減対策を実施している社会福祉法人等が提供する介護サービスを利用した場合に、申請により利用者負担が一部軽減されます。

- 〈対象者〉 世帯全員が市民税非課税で、以下の①～⑥のすべてに該当する方、又は生活保護等を受給している方\*（世帯分離している配偶者も勘案されます。）
- ①世帯の前年1年間の収入額が、1人世帯で150万円以下、以下世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した金額以下の方
  - ②預貯金などの額が、1人世帯で350万円以下、以下世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した金額以下の方
  - ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
  - ④負担能力のある親族などに扶養されていないこと
  - ⑤世帯全員が介護保険料を滞納していないこと

- 〈対象サービス〉
- 訪問介護
  - 通所介護
  - 認知症対応型通所介護
  - 小規模多機能型居宅介護
  - 短期入所生活介護
  - 介護老人福祉施設（特別養護老人ホームの入所）
  - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
  - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
  - 訪問介護相当サービス
  - 夜間対応型訪問介護
  - 地域密着型通所介護
  - 介護予防認知症対応型通所介護
  - 介護予防小規模多機能型居宅介護
  - 介護予防短期入所生活介護
  - 看護小規模多機能型居宅介護
  - 通所介護相当サービス
- \*軽減対策の実施については、各事業所又は市町村にご確認ください。

- 〈軽減内容〉 通常1割の利用者負担と居住費・食費の利用者負担が、次のとおり軽減されます。
- ① 高齢福祉年金受給者 ▶1割の利用者負担、食費・居住費の50%を減額
  - ② ①以外の方 ▶1割の利用者負担、食費・居住費の25%を減額
- ※生活保護受給者等は個室の居住費（ショートステイの滞在費を含む）に係る利用者負担が軽減対象となります（軽減割合100%）。

● 利用者負担の減免制度

災害その他特別の事情により、利用者負担の支払いが困難と認められる場合は、申請により利用者負担が減免されます。

- 〈対象者〉 以下の①、②に該当される場合、被災から原則3か月以内に申請していただくことにより、最長で1年間、介護サービスを利用した際に支払う利用料を、3%に軽減します。
- ①災害により、「介護保険の被保険者本人」又は「被保険者の世帯の生計をおもに維持する方」が所有する住宅、家財等が半壊以上の損害を受けた方
  - ②「世帯の生計をおもに維持する方」の死亡、長期入院、事業の休廃止などにより、その後1年間の収入が著しく減少する見込みの方

● 東日本大震災により被災した方の減免

帰還困難区域、旧避難指示区域等から千葉市に避難されている方の利用者負担を減免します。（一部区域からの避難者への減免には所得要件があります。）

◆申請・お問い合わせ 各区高齢障害支援課介護保険室

利用した覚えのないサービスを使ったことになっていませんか？

市では、介護サービス（総合事業を除く）を利用したご本人あてに、利用記録（介護給付費通知書）を郵送していますので、ご確認ください。

もしも、利用した覚えのないサービスを使ったことになっているなど、疑問があるときは、サービス事業者や市の介護保険事業課・区の介護保険室にお問い合わせください。

# 契約を結ぶときの注意点やサービスに対する苦情相談窓口

## ● サービス事業者と契約を結ぶときの注意点

介護サービスを利用するためには、サービス事業者と「契約」を結ぶ必要があります。サービス事業者と契約するにあたっては、次のようなことを確認しましょう。

### ■ サービス内容の確認

どのような介護サービスを提供してくれるのかなどが書かれた書類（重要事項説明書）を受け取り、その内容について説明を受けましたか？

### ■ 利用料などの確認

サービスを利用したときの利用料やその支払い方法、キャンセル料などはわかりましたか？

### ■ 事業者の対応の確認

苦情や相談を受け付ける担当者があるかどうか、事故が発生した場合の対応はわかりましたか？また、事業者又は利用者からの解約が認められるケースや、その手続きが契約書に明記され、その内容について説明を受けましたか？

## ● サービスに対する苦情や相談があるときは

介護サービスを利用して、困ったことや相談したいことが発生!

まずは

### サービス事業者

事業所の「苦情相談担当者」や「事業所管理者」などに相談して解決するようにしましょう。

サービス事業者に相談しても解決しない場合は、次のような相談先があります。

ケアマネジャー	ケアプランを作成している担当のケアマネジャーに相談してみましょう。
介護保険事業課又は区の介護保険室	事業者に対する苦情やサービスに関する相談などを受け付けます。 ▶介護保険事業課 ☎043-245-5062 区の介護保険室 巻末へ
千葉市あんしんケアセンター	高齢者の介護や福祉などに関する相談を受けたり、人権や財産を守る権利擁護事業の支援を行っています。▶問い合わせ先はP33～35へ
千葉県国民健康保険団体連合会	千葉市での解決が困難である場合や利用者が希望する場合に、苦情や相談を受け付けます。☎043-254-7428

担当のホームヘルパーやケアマネジャーなどを、同じ事業所の別の方に変更することができます。また、契約先の事業所そのものを変更することも可能です。

訪問販売や電話勧誘などによる契約上のトラブルなどについては、千葉市消費生活センターへご相談ください。  
消費生活相談専用電話 ☎043-207-3000（月曜～土曜日＜土曜日は電話相談のみ＞9：00～16：30）

近年、いわゆる「カスタマーハラスメント」が社会問題となっており、介護サービスの場においても、職員に対する身体・精神・性的なハラスメントや制度上認められない過剰なサービスの要求等が一部で確認されています。介護現場で働く職員が尊厳や心身を傷つけられることはあってはならず、職員が安心して働き続ける環境を構築することが、良質な介護サービスの安定的な提供につながります。気持ちのよいサービス提供がなされ、また、安心してサービスを利用するためにも、介護保険制度でできることとできないことをご理解いただくとともに、介護職員と良好な関係を築いていただくことも大切です。（次ページへ）

注意 これらはハラスメントに該当します

身体的暴力			
	物を投げる	つばを吐く	体や物に危害を与える
	精神的暴力		
大声で怒鳴る／威圧的な態度		理不尽な要求	長時間拘束する
セクハラ			
	身体を触る	いやらしい話をする	つきまとう

**重要:** 相手に危害を加えたり、脅すつもりがなくても、**相手が脅威・不快に感じれば**、それはハラスメントに該当します。

利用者・ご家族の皆様

サービスの適切な利用にご協力ください（千葉市からのお願い）

ハラスメントは、介護サービス事業者の職員の心身に悪影響を与えます。その内容によっては、サービス利用ができなくなり、契約が終了する場合がありますので、以下の点に留意いただき、適切なサービス利用にご協力ください。

- ① サービス事業者と話すときは、落ち着いて、穏やかな口調をお願いします。
- ② 介護保険制度では、保険給付の対象とならないサービスがあります。(P12)

千葉市におけるハラスメントの実態

(令和2年度千葉市カスタマーハラスメントに関する実態調査より)

事業者アンケート（訪問系、通所系、入所系サービス 回答者数446人）

過去3年間に利用者からハラスメントを受けたことがありますか

	訪問系	通所系	入所系	全体
ある	62.1%	57.5%	57.1%	59.0%
ない	37.9%	42.5%	42.9%	41.0%

過去3年間に利用者のご家族からハラスメントを受けたことがありますか

	訪問系	通所系	入所系	全体
ある	50.9%	45.0%	42.9%	46.2%
ない	49.1%	55.0%	57.1%	53.8%

主なハラスメントの内容（複数回答）※「ハラスメントを受けたことがある」と回答した人数に対する割合

- ▶ 攻撃的に大声を出された…71%
- ▶ 身体的暴力を振るわれた…47.1%
- ▶ 人格を否定する発言をされた…33.5%
- ▶ 性的な発言を繰り返された…20.2%
- ▶ 制度上認められていないサービスの提供を強要された…26.2%

サービス事業者の皆様

抱えずに相談しましょう（千葉市からのお願い）

高齢化が進み、介護の需要が高まる中、介護人材の不足は大きな問題となっています。ハラスメントによる離職を防ぎ、安心して働ける職場づくりのため、日頃から相談できる環境を整え、組織全体で事実を正確に把握し、よく議論した上で対応をご検討ください。

- ① 従業者個人の問題にせず、法人や事業所の管理者の方と情報を共有しましょう。  
※令和3年度版介護現場におけるハラスメント対策マニュアル
- ② 基準省令により、事業者が正当な理由なくサービスの提供を拒むことは禁止されています。利用者及びご家族の方と十分に話し合い、それでもやむを得ず契約を解除せざるを得ない場合でも、後任の事業所を紹介するなど、法令上の必要な措置を講じてください。
- ③ サービスの提供は、利用者及びご家族の方への十分な説明をお願いします。介護保険で対応できない要望は、インフォーマルサービスでの対応もご検討ください。  
※千葉市生活支援サイト
- ④ 契約書を取り交わす際、利用者及びご家族への十分な説明をお願いします。

ハラスメント対策  
マニュアル



千葉市生活支援  
サイト



# 介護予防・日常生活支援総合事業

※要支援1・2と認定された方などが利用できます。

平成29年4月から始まった、千葉市独自のサービスです。原則として、千葉市に在住する方が利用できる、次のような総合事業のサービスを提供します。

要支援1・2の方や基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方（事業対象者）が利用できるサービスで、利用者負担は原則として所得に応じてサービス費用の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）です。（地域支え合い型支援、フレイル改善事業を除く）

サービスの種類	サービス内容	利用できる方	類型
訪問型サービス	<b>訪問介護相当サービス</b> 市の指定した事業所の訪問介護員が、身体介護を伴うサービス等を行います。 ■サービス費用のめやす 3,171円（身体介護：1回あたり）	要支援1・2の方	従前相当サービス
	<b>生活援助型訪問サービス</b> 市の指定した事業所の訪問介護員が、掃除や洗濯などの生活援助型サービスを行います。 対象：身体介護の必要のない方 ■サービス費用のめやす 2,287円（20分以上45分未満：1回あたり） 2,817円（45分以上：1回あたり）	要支援1・2の方	サービス・活動A
	<b>地域支え合い型訪問支援</b> 市の基準を満たした住民ボランティアやNPO法人が、買い物やゴミ出しの支援などの生活援助を行います。 対象：身体介護の必要のない方 ■利用料 支援団体・サービス内容によって異なります。	要支援1・2の方 事業対象者 （※継続利用者）	サービス・活動B
	<b>フレイル改善事業</b> リハビリテーション専門職（理学療法士など）が自宅に訪問し、身体機能や生活機能の改善に向けた支援を行います。（期間は3か月間。必要に応じて6か月まで延長可。） 対象：原則、介護予防サービスを利用しておらず、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス・通所型サービスも利用していない65歳以上の方。（介護予防福祉用具貸与、地域支え合い型訪問支援・地域支え合い型通所支援を除く） ■利用料 無料	要支援1・2の方 事業対象者	サービス・活動C
通所型サービス	<b>通所介護相当サービス</b> 市の指定した事業所が、レクリエーションや機能訓練、入浴などを行います。提供時間が2時間以上3時間未満の短時間サービスもあります。 ■サービス費用のめやす 4,656円～4,773円（1回あたり） [短時間サービス] 3,257円～3,342円	要支援1・2の方	従前相当サービス
	<b>ミニデイ型通所サービス</b> 市の指定した事業所が、レクリエーションや介護予防のための体操などを行います。提供時間が2時間以上3時間未満の短時間サービスもあります。 対象：機能訓練を伴わない方 ■サービス費用のめやす 4,111円（1回あたり） [短時間サービス] 2,883円	要支援1・2の方	サービス・活動A
	<b>地域支え合い型通所支援</b> 市の基準を満たした住民ボランティアやNPO法人が、体操教室、サロンなどの居場所を提供します。 対象：機能訓練を伴わない方 ■利用料 支援団体・サービス内容によって異なります。	要支援1・2の方 事業対象者 （※継続利用者）	サービス・活動B

※地域支え合い型訪問支援・通所支援は、継続利用者（当該事業における支援を継続的に利用する中で要介護1～5の認定に変更になった方）もご利用いただけます。

※フレイル改善事業は、要支援1・2の方のほか、事業対象者（基本チェックリスト該当者）の方もご利用いただけます。

※初回の申請の場合、総合事業の利用は認定結果が出てからとなります。

## フレイル予防



### フレイルとは

加齢により身体と心の活力が弱まった状態です。健康な状態と日常生活で介護が必要な状態の中間を意味し、加齢により生じやすい衰え全般を指します。

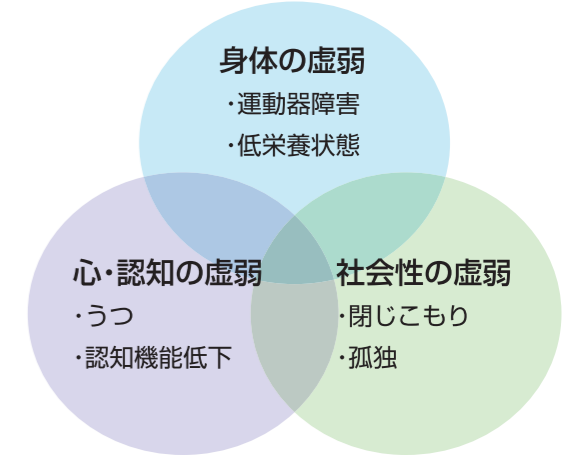
### フレイルを知ろう

健康と要介護の間の状態がフレイルです。

しっかり対策すれば、健康な状態に戻れます。



### フレイルの3つの原因



### フレイルを予防・改善しましょう！

#### ①しっかり噛んでしっかり食べる

青・壮年期にはとり過ぎに注意することが大切ですが、フレイル予防の観点では、やせ過ぎや栄養不足を見落とさないことが重要です。

- 1日3食をバランスよくとり、欠食は避けましょう。
- 栄養に偏りがでないよう、1つの食品ばかりではなく、いろいろな食品を食べましょう。

野菜は豊富な種類を毎日食べましょう。火を通すことで多く摂取できます。



肉や魚、卵などの動物性たんぱく質を十分に摂取しましょう。

お口の健康は、身体と心の健康につながります。日頃から意識してみましょう

- しっかり噛んで食べる
- 口腔体操等で口周りの筋肉を保つ
- かかりつけ歯科医を持つ
- 丁寧に歯みがきをする
- オーラルフレイル（固いものが食べにくくなった、むせるなどのお口のわずかな衰え）に気をつける。



#### ②身体を動かす機会を増やす

身体活動量が不足すると、筋肉量が減り、バランス能力が低下し、転びやすくなります。また、疲れやすくなることや、食欲が低下して体重減少につながることもあります。無理なく楽しく身体を動かす習慣を身に付けましょう。



#### ③人とのつながりを持つ

趣味、ボランティアなどのグループへの参加頻度が高いほど、転倒や認知症などのリスクが低くなります。楽しさややりがいを持って、自分に合った活動を見つけましょう。



# ● 一般介護予防事業

65歳以上の方ならだれでも利用できる介護予防(フレイル予防)の事業です。

## 1 シニアのつながり応援プロジェクト

外出の少ない方でも無理なく参加でき、気軽な楽しみ、趣味活動につながるプログラムを実施します。  
※要介護・要支援認定を受けている方は対象となりません。

## 2 シニアリーダー養成講座

公民館等で体操教室を運営するボランティアとして活動するための介護予防の講義や運動、グループワークなどを行います。  
※安全に体操の指導を行える方が対象です。

## 3 プロスポーツチームから学ぶ健康づくり教室

プロスポーツチームのトレーナーなどが講師となり、高齢者向けにアレンジした体操、ダンスや認知機能低下予防につながるエクササイズなどを行います。  
※要介護・要支援認定を受けている方は対象となりません。

## 4 介護支援ボランティア

高齢者施設等でボランティア活動を行った場合に、介護保険料などに充てることができるポイントを付与し、積極的な地域貢献・社会参加を奨励・支援します。

## 5 介護予防教育

栄養改善、<sup>こうくう</sup>口腔機能の維持・向上、ロコモティブシンドローム(運動器症候群)予防、フレイル予防、認知機能低下予防、COPD(慢性閉塞性肺疾患)予防等、介護予防に関する講演会や教室を行います。

## 6 歯<sup>けんこう</sup>っぴー健口教室～お口からはじめる介護予防～

日常生活で簡単に取り入れられる、お口の手入れ方法、お口の体操についての知識を深め、楽しく実践します。

## 7 食事セミナー

管理栄養士による食事のお話やレシピ紹介、調理実習、自宅でできる簡単な運動などについて学ぶ教室です。

## 8 <sup>こうくう</sup>口腔機能健診

お口の機能(食べる・飲み込む・話すなど)を協力歯科医療機関でチェックし、口腔機能の低下予防に関する相談や指導を行います。各区健康課で健診票を交付します。

## 9 介護予防相談

保健師・管理栄養士・歯科衛生士などが、介護予防に関する個別の相談に応じます。

## 10 家庭訪問

閉じこもりなどの心配がある高齢者の自宅を訪問して、相談や支援を行います。

## 11 ちばしいきいき体操

「筋力運動」と「お口の運動」をDVDを見ながら主に座って行う簡単な体操です。継続して実施することで、転びにくい体づくりや口腔機能の維持に役立ちます。

## 12 かよってフレイル予防

体操や講話、eスポーツなどを行い、楽しみながら介護予防に取り組みます。

## 13 住民主体の通いの場推進事業

フレイル予防を目的に「運動」や「趣味活動」を行う「住民主体の通いの場」の立上・活動支援を行います。

## 14 いきいきプラザ・センター介護予防事業

いきいきプラザ・センターで介護予防に関する健康相談、講座・講演会、体操等を実施します。

# その他の地域支援事業

要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り、住み慣れた地域で日常生活を送ることができるようなサービスを実施しています。

## 1 おむつ給付

紙おむつの購入や布おむつのレンタル費用の一部を給付します。

### ■対象者

在宅の要介護(1～5)の認定を受けた方で、常時失禁状態にある方(市民税非課税世帯の方)  
※自己負担があります。

## 2 安心電話

在宅のひとり暮らし高齢者に対し、電話をかけることで安否確認を行うとともに、孤独感の解消を図ります。

### ■対象者

65歳以上のひとり暮らし高齢者(就労者を除く)

## 3 高齢者保護情報共有サービス(どこシル伝言板)

2次元コード付きのラベルシールの交付を受け、認知症の方の衣服などに貼付しておく、外出時に所在不明となった場合に発見者が2次元コードを読み取ることで、インターネット上で個人情報を開示することなく安否情報などを家族等と共有することで、身元確認を円滑に行うことができます。

### ■対象者

市内在住で認知機能の低下により外出に不安のある方

## 4 家族介護者支援

高齢者を在宅で介護しているご家族がお悩みの介護方法について、電話相談を実施するほか、ホームヘルパーが実技を交え、分かりやすくアドバイスする訪問レッスン・オンラインレッスンを行います。

### ■対象者

在宅で高齢者を介護している方、今後介護する見込みの方

## 5 家族介護慰労

過去1年間介護保険サービス(1週間程度のショートステイを除く)を利用しなかった高齢者等を介護している家族に10万円の慰労金を支給します。

### ■対象者

介護保険料の滞納がなく世帯全員が市民税非課税で、要介護4又は5の高齢者を在宅で介護している家族

## 6 成年後見制度利用支援

判断能力が十分でない認知症高齢者などのため、成年後見制度を利用した際に発生する申立て費用、後見人等の報酬を助成します。

### ■対象者

判断能力が十分でない認知症高齢者など(所得制限あり)

## 7 認知症介護講習会・交流会

認知症の方の家族などが、介護負担を軽減することを目的に下記の事業を実施します。

### ●「認知症介護講習会」

認知症についての基礎知識や相談機関などの情報を得ることを目的とした講座を開催します。

### ●「認知症介護交流会」

介護者同士の少人数での情報交換や個別相談を行います。

### ■対象者

認知症の方を介護する家族及び近隣援助者

## 8 認知症等行方不明SOSネットワーク

認知症の方が所在不明となった場合に、市内5警察署及び各関係機関のネットワークによる連携のもと早期に発見し、生命及び身体の安全確保を図ります。ご利用の際は、最寄りの警察署で申請してください。

### ■対象者

市内在住で認知機能の低下により行方不明となった方など

## 9 千葉市の生活支援サイト

高齢者の在宅生活を支えるための通いの場や交流の場、生活支援サービス(家事援助、配食サービス、見守り支援など)の情報を市のホームページに掲載しています。

URLから確認できます。  
URL  
<https://chiiki-kaigo.casio.jp/chiba>



※上記サービスのほか、介護予防・日常生活支援総合事業(P28)や千葉市あんしんケアセンターで行っている事業(P32)も地域支援事業に含まれます。

### 問い合わせ先

●1～3の事業→各区高齢障害支援課

中央区	043-221-2150
花見川区	043-275-6425
稲毛区	043-284-6141
若葉区	043-233-8558
緑区	043-292-8138
美浜区	043-270-3505

●4の事業→家族介護者支援センター 043-302-2017

●5の事業→高齢福祉課 043-245-5166

●6～9の事業→地域包括ケア推進課 043-245-5267

### 問い合わせ先

●1～3の事業→健康推進課 043-245-5146

●4の事業→介護保険管理課 043-245-5206

●5～10の事業→各区健康課

●11～14の事業→各いきいきプラザ

中央区	043-221-2582	若葉区	043-233-8714
花見川区	043-275-6296	緑区	043-292-2630
稲毛区	043-284-6494	美浜区	043-270-2221

中央	043-209-9000	若葉	043-228-5010
花見川	043-216-0080	緑	043-300-1313
稲毛	043-242-8005	美浜	043-270-1800

～地域の高齢者への総合的な支援～

# 千葉市あんしんケアセンター

千葉市あんしんケアセンター※は、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、介護予防ケアプランの作成をはじめ、高齢者の介護や福祉などに関するさまざまな相談に応じるほか、権利擁護などの支援を行います。

※あんしんケアセンターは、介護保険法に定める「地域包括支援センター」です。

## 千葉市あんしんケアセンターで行う主な事業

- 介護予防ケアマネジメント** 介護予防の相談や介護予防ケアプランの作成を行います。
- 総合相談支援** 高齢者の日常生活の相談やさまざまな制度の利用支援を行います。
- 権利擁護** 成年後見制度の紹介や虐待の早期発見・防止に努め対応します。
- 地域のケアマネジャーなどの支援** 地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるよう支援や指導などを行います。

## コラム 地域包括ケアシステムとは？

医療や介護が必要となっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的かつ継続的に提供することを目指すのが地域包括ケアシステムです。

お住まいの地域のあんしんケアセンターは、地域包括ケアシステムの重要な役割を担う機関として、相談業務やサービスのコーディネートを行うほか、地域における医療・介護の専門職が連携する要となっています。

## 生活支援コーディネーター

地域包括ケアシステムにおける「生活支援」の体制整備を担うため、各区や各あんしんケアセンターに生活支援コーディネーターが配置されています。

生活支援コーディネーターは、地域組織やボランティア、NPO、民間企業などと連携しながら、地域の通いの場や生活支援サービス(家事援助、配食サービス、見守り支援など)の情報を集めたり、創出したり、担い手の養成を行っています。

また、介護が必要になっても、いつまでも住み慣れたまちで暮らしていけるよう、介護保険サービス以外の情報提供を行っています。

◆千葉市あんしんケアセンターについての問い合わせ先 地域包括ケア推進課 ☎043-245-5168

※業務時間：月～土曜日9～17時(日曜日、祝日及び年末年始を除く)

ご相談をご希望の方は、事前にお電話をいただけますとスムーズにご案内できます。

	名称・所在地	連絡先	担当地域
中央区	①あんしんケアセンター 弁天 〒260-0045 中央区弁天1-3-6 デイキャッチ千葉駅前ビル3階	☎ 043-216-2131 FAX 043-216-2132	院内、春日、要町、汐見丘町、新千葉、椿森、道場北町、道場北、登戸、東千葉、弁天、松波、祐光
	②あんしんケアセンター 中央 〒260-0027 中央区新田町 6-6 荒井ビル3階A室	☎ 043-216-2121 FAX 043-216-2211	旭町、亀井町、亀岡町、栄町、新宿、新田町、新町、神明町、千葉港、中央、中央港、鶴沢町、出洲港、道場南、問屋町、東本町、富士見、本千葉町、本町、都町
	③あんしんケアセンター 千葉寺 〒260-0844 中央区千葉寺町 207-23 富岡ビル1階	☎ 043-263-3066 FAX 043-263-3077	青葉町、市場町、稲荷町、玄鼻、葛城、寒川町、末広、千葉寺町、長洲、港町、矢作町
	④あんしんケアセンター 松ヶ丘 〒260-0808 中央区星久喜町 1162-71	☎ 043-420-8325 FAX 043-264-8655	赤井町、今井町、今井、鶴の森町、大森町、川崎町、白旗、蘇我町、蘇我、大蔵寺町、川戸町、仁戸名町、花輪町、星久喜町、松ヶ丘町、南町、宮崎、宮崎町、若草
	④あんしんケアセンター 松ヶ丘 白旗出張所 〒260-0841 中央区白旗 2-18-12	☎ 043-308-9811 FAX 043-265-8111	
⑤あんしんケアセンター 浜野 〒260-0824 中央区浜野町 891	☎ 043-305-0102 FAX 043-305-0108	生実町、塩田町、新浜町、浜野町、南生実町、村田町	
花見川区	①あんしんケアセンター こてはし台 〒262-0005 花見川区こてはし台 5-1-16	☎ 043-258-8750 FAX 043-258-8751	内山町、宇那谷町、柏井町、柏井 4 丁目、こてはし台、大日町、み春野、横戸町、横戸台
	②あんしんケアセンター 花見川 〒262-0046 花見川区花見川 3-19-105	☎ 043-250-1701 FAX 043-250-1703	天戸町、柏井 1 丁目、作新台、長作町、長作台、花島町、花見川
	③あんしんケアセンター さつきが丘 〒262-0014 花見川区さつきが丘 2-1-1 ビューアイランドさつきが丘 106号	☎ 043-307-3225 FAX 043-307-3226	横橋町、さつきが丘、三角町、千種町、宮野木台 2～4 丁目
	④あんしんケアセンター にれの木台 〒262-0019 花見川区朝日ヶ丘 2-1-7-2	☎ 043-205-4851 FAX 043-205-4852	朝日ヶ丘 1～3 丁目・5 丁目、西小中台、畑町、宮野木台 1 丁目
	⑤あんしんケアセンター 花園 〒262-0025 花見川区花園 2-8-24	☎ 043-216-2610 FAX 043-216-2618	朝日ヶ丘町、朝日ヶ丘 4 丁目、検見川町、浪花町、花園町、花園、南花園、瑞穂
	⑥あんしんケアセンター 幕張 〒262-0032 花見川区幕張町 5-460-1	☎ 043-212-7300 FAX 043-212-7330	武石町、幕張町、幕張本郷

## 千葉市あんしんケアセンター

※業務時間：月～土曜日9～17時(日曜日、祝日及び年末年始を除く)

ご相談をご希望の方は、事前にお電話をいただけますとスムーズにご案内できます。

	名称・所在地	連絡先	担当地域
稲毛区	①あんしんケアセンター 山王 〒263-0002 稲毛区山王町162-1	☎ 043-304-7740 FAX 043-304-7743	柏台、小中台町、小深町、山王町、 長沼町、長沼原町、六方町、 宮野木町
	①あんしんケアセンター 山王 宮野木出張所 〒263-0054 稲毛区宮野木町1730-66	☎ 043-307-9010 FAX 043-307-9011	
	②あんしんケアセンター 園生 〒263-0051 稲毛区園生町470-1-101	☎ 043-306-6881 FAX 043-306-6882	あやめ台、園生町
	③あんしんケアセンター 天台 〒263-0016 稲毛区天台4-1-16	☎ 043-284-6811 FAX 043-284-6866	作草部町、作草部、千草台、 天台町、天台、萩台町
	④あんしんケアセンター 小仲台 〒263-0043 稲毛区小仲台2-10-8 IKビル小仲台2階	☎ 043-307-5780 FAX 043-307-5781	穴川町、穴川、小仲台、轟町、 弥生町
⑤あんしんケアセンター 稲毛 〒263-0031 稲毛区稲毛東3-6-28	☎ 043-216-2831 FAX 043-216-2832	稲丘町、稲毛、稲毛台町、稲毛町、 稲毛東、黒砂、黒砂台、緑町	
若葉区	①あんしんケアセンター みつわ台 〒264-0032 若葉区みつわ台3-16-4-105	☎ 043-290-0120 FAX 043-290-0122	愛生町、高品町、殿台町、原町、 東寺山町、みつわ台、源町
	②あんしんケアセンター 都賀 〒264-0025 若葉区都賀2-10-1 第3都賀プラザビル2階	☎ 043-312-5110 FAX 043-312-5121	都賀、都賀の台、西都賀、若松町、 若松台
	③あんしんケアセンター 桜木 〒264-0020 若葉区貝塚2-21-19	☎ 043-214-1841 FAX 043-214-8787	貝塚町、貝塚、加曾利町、桜木、 桜木北
	④あんしんケアセンター 千城台 〒264-0005 若葉区千城台北3-21-1 イコラス千城台2階	☎ 043-236-7400 FAX 043-236-7401	大井戸町、大草町、太田町、小倉町、 小倉台、御成台、小間子町、金親町、 上泉町、御殿町、坂月町、更科町、下泉町、 下田町、旦谷町、千城台北、千城台西、 千城台東、千城台南、富田町、谷当町
	⑤あんしんケアセンター 大宮台 〒264-0015 若葉区大宮台2-1-2-102	☎ 043-208-1212 FAX 043-208-1214	五十土町、和泉町、大広町、大宮町、 大宮台、川井町、北大宮台、 北谷津町、古泉町、佐和町、高根町、 多部田町、中田町、中野町、野呂町

※業務時間：月～土曜日9～17時(日曜日、祝日及び年末年始を除く)

ご相談をご希望の方は、事前にお電話をいただけますとスムーズにご案内できます。

	名称・所在地	連絡先	担当地域
緑区	①あんしんケアセンター 鎌取 〒266-0031 緑区おゆみ野3-16-1 ゆみ〜る鎌取ショッピングセンター5階	☎ 043-293-6911 FAX 043-293-6912	大金沢町、落井町、おゆみ野、おゆみ野有吉、 おゆみ野中央、おゆみ野南、鎌取町、刈田子町、 小金沢町、椎名崎町、富岡町、中西町、 東山科町、平山町、古市場町、辺田町、 茂呂町
	②あんしんケアセンター 誉田 〒266-0003 緑区高田町1084-88	☎ 043-300-4855 FAX 043-292-8262	大膳野町、高田町、平川町、誉田町
	③あんしんケアセンター 土気 〒267-0066 緑区あすみが丘1-20-1 パーズモールC棟1階	☎ 043-295-0110 FAX 043-205-5050	あすみが丘、あすみが丘東、板倉町、 大木戸町、大椎町、大高町、大野台、 越智町、小山町、上大和田町、 下大和田町、高津戸町、土気町、 小食土町
美浜区	③あんしんケアセンター 土気 あすみが丘出張所 〒267-0066 緑区あすみが丘6-34-4 102号	☎ 043-205-5000 FAX 043-205-5001	
	①あんしんケアセンター 真砂 〒261-0011 美浜区真砂4-1-10 ショッピングセンターピア3階	☎ 043-278-0111 FAX 043-278-0115	中瀬1丁目、ひび野1丁目、真砂、 若葉
	②あんしんケアセンター 磯辺 〒261-0012 美浜区磯辺2-6-6 磯辺ウエルズ21B号室	☎ 043-445-8440 FAX 043-445-8447	磯辺、打瀬、高浜5～6丁目、 豊砂、中瀬2丁目、浜田、 ひび野2丁目、幕張西、美浜
	②あんしんケアセンター 磯辺 浜田出張所 〒261-0025 美浜区浜田2-38 幕張ビル403号室	☎ 043-441-7410 FAX 043-441-7415	
美浜区	③あんしんケアセンター 高洲 〒261-0004 美浜区高洲3-23-2 稲毛海岸ビル701号室	☎ 043-278-2545 FAX 043-278-2547	稲毛海岸、高洲、 高浜1～4丁目・7丁目
	④あんしんケアセンター 幸町 〒261-0001 美浜区幸町2-23-1 マルエツ千葉幸町店2階	☎ 043-301-5528 FAX 043-307-6835	幸町、新港

# 介護保険の保険料

## 令和8年度の保険料

●高齢化の進展に伴い、保険給付費等が増加し（P2）、保険料が上昇することが見込まれています。保険料の上昇をできる限り抑制するため、介護給付準備基金を活用するとともに、所得段階を13段階とし、所得に応じた保険料を設定しました。

保険料段階	対象となる方		保険料率	月額保険料※1	年額保険料※2
第1段階	本人が 市民税非課税	老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の方、生活保護被保護者、中国残留邦人等支援給付を受給している方等	×0.285	1,796円	21,546円
		本人の「公的年金等収入額」とその他の「合計所得金額」※3の合計金額が82.65万円以下の方等			
第2段階	本人が 市民税非課税の方※5	本人の「公的年金等収入額」とその他の「合計所得金額」の合計金額が82.65万円を超えて120万円以下の方等	×0.385	2,426円	29,106円
第3段階		上記第1・2段階以外の方、転入等により世帯の課税状況などが把握できない方等※4	×0.685	4,316円	51,786円
第4段階		本人の「公的年金等収入額」とその他の「合計所得金額」の合計金額が82.65万円以下の方等	×0.9	5,670円	68,040円
第5段階 (基準)	本人が 市民税課税者 がいる方※5	上記以外の方等	×1.0	6,300円	75,600円
第6段階	本人が 市民税課税	本人の「合計所得金額」※3が80万円未満の方等	×1.1	6,930円	83,160円
第7段階		本人の「合計所得金額」が80万円以上125万円未満の方等	×1.15	7,245円	86,940円
第8段階		本人の「合計所得金額」が125万円以上190万円未満の方等	×1.3	8,190円	98,280円
第9段階		本人の「合計所得金額」が190万円以上300万円未満の方等	×1.55	9,765円	117,180円
第10段階		本人の「合計所得金額」が300万円以上500万円未満の方等	×1.8	11,340円	136,080円
第11段階		本人の「合計所得金額」が500万円以上700万円未満の方等	×2.1	13,230円	158,760円
第12段階		本人の「合計所得金額」が700万円以上900万円未満の方等	×2.4	15,120円	181,440円
第13段階	本人の「合計所得金額」が900万円以上の方	×2.7	17,010円	204,120円	

※1 月額保険料額は、年間保険料を12で割った額であり、実際の納付額とは異なります。  
 ※2 各段階の年額保険料は、第5段階（基準年額保険料）に各段階の保険料率を乗じた額です。  
 ※3 第1から第5段階の判定には、年金収入に係る所得を控除した額（その他の「合計所得金額」）を用います。また、給与所得や所得金額調整控除の有無により、算出方法が異なります。  
 ・第1段階から第13段階の判定に用いる「合計所得金額」は、地方税法上の「合計所得金額」とは異なります。  
 上記2点についての詳細は次頁をご覧ください。  
 ※4 千葉市に転入されるなどにより、被保険者及び世帯員の課税状況、合計所得金額等が把握できない場合、保険料段階は暫定的に第3段階になることがあります。なお、確定後に保険料段階に変更がある場合は変更通知書でお知らせします。  
 ※5 保険料は、毎年4月1日（4月2日以降に資格取得の場合は資格取得日）時点の世帯構成により賦課します。また、第1と第2段階、第4と第5段階を区分するしきい値について、令和7年（1～12月）の老齢基礎年金（満額）の支給額に合わせて、令和8年度より基準が80.9万円から82.65万円に変更されました。

## ● 保険料段階の決定について

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は本人の前年の所得、本人及び世帯員の課税状況により個人ごとに決定します。決定した介護保険額は6月中旬ころ「介護保険料決定通知書」でお知らせします。

## ● 保険料段階の判定に用いる所得指標について

### 第1段階～第13段階

●「合計所得金額」…保険料段階の判定には、地方税法上の合計所得金額から租税特別措置法に規定されている長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額（以下の(1)～(8)）を控除して得た額を用います。

- (1) 収容交換等のために土地等を譲渡した場合の5,000万円(最大)
- (2) 特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円(最大)
- (3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円(最大)
- (4) 農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の800万円(最大)
- (5) 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円(最大)
- (6) 特定の土地(平成21年及び平成22年に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの)を譲渡した場合の1,000万円(最大)
- (7) 令和2年7月1日から令和7年12月31日までの間に低未利用地を譲渡した場合の100万円(最大)
- (8) 上記の(1)～(7)のうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円(最大)

### 第1段階～第5段階

- 「公的年金等収入額」…国民年金・厚生年金・共済年金等の課税対象となる年金収入の合計額です。（詳細は次頁に掲載しています）
- その他の「合計所得金額」…「合計所得金額」から公的年金等収入額に係る所得（雑所得）を控除した額です。（年金以外の（合計）所得）

### 第1段階～第5段階における「公的年金等収入額」とその他の「合計所得金額」について

- 所得金額調整控除(※1)の適用がある場合  
その他の「合計所得金額」に給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額に所得金額調整控除の額を加えて得た額から10万円を控除した額を用います(※2)。
- 所得金額調整控除(※1)の適用がない場合  
その他の「合計所得金額」に給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額から10万円を控除した額を用います(※2)。

※1 所得金額調整控除②の適用です。詳細は次頁に掲載しています。  
 ※2 控除後の額が0円を下回る場合は0円とします。

## 令和8年度保険料の特例措置について

令和7年度税制改正により、令和8年度以後の所得税等について給与所得控除の最低保証額が10万円(55万円→65万円)引き上げられましたが、介護保険事業の歳入歳出のバランスを保つため、介護保険法施行令が改正され、令和8年度の保険料の算定に限り、従前の控除額と同額に調整して計算します。また、世帯の市民税課税状況の判定においても、同様に調整して判定します。

給与の収入金額	給与所得控除額(改正後)	給与所得控除額(改正前)
162万5千円以下	65万円	55万円
162万5千円超180万円以下	65万円	収入金額×40%－10万円
180万円超190万円以下	65万円	収入金額×30%+8万円

※給与の収入金額190万超の場合は、給与所得控除額に改正はありません。

コラム ～知っておくと便利、所得って?～

合計所得金額		
総所得金額等		繰越控除
課税所得金額	分離課税の特別控除及び所得控除	

① 合計所得金額とは

- ①～④の合計額（繰越控除を受けている場合は、その適用前の金額）
- ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得\*1の合計額（損益通算後の金額）
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額
- ③ 退職所得金額\*2、山林所得金額
- ④ 分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の金額

\*1 雑所得の対象となる収入が公的年金等のみの場合は、公的年金等控除額を差し引いた残額が雑所得となります。  
 \*2 源泉分離課税の対象となる退職所得は含まれません。  
 ※保険料段階賦課決定の基準となる合計所得金額（前年1月～12月）は、6月に送付する保険料の決定通知書に記載されています。

② 総所得金額等とは

合計所得金額から繰越控除の適用後の額 ※分離課税の所得がない場合は、「総所得金額」となります。

- 〈繰越控除について〉
- ① 純損失や雑損失の繰越控除
  - ② 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
  - ③ 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
  - ④ 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
  - ⑤ 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
  - ⑥ 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

③ 課税所得金額とは

総所得金額等から所得控除（基礎控除、扶養控除、社会保険料控除、医療費控除など）を差し引いた額  
 ※分離課税の所得がある場合は、特別控除の適用後の額を含めます。

④ 公的年金等収入とは

- 主に①～③に掲げる公的年金等の収入総額
- ① 国民年金法、厚生年金保険法、公務員等の共済組合法などの規定による年金（非課税のものを除く）
  - ② 過去の勤務により会社などから支払われる年金
  - ③ 外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度で①に掲げる法律の規定による社会保険又は共済制度に類するもの

⑤ 所得金額調整控除とは

令和2年分以後の所得税等において、特定の収入にのみ適用される給与所得控除額・公的年金等控除額がそれぞれ10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が10万円（合計所得金額が2,400万円以下の場合）引き上げられました。それに伴い、下記に該当する場合は、所得金額調整控除が控除されることとなりました。

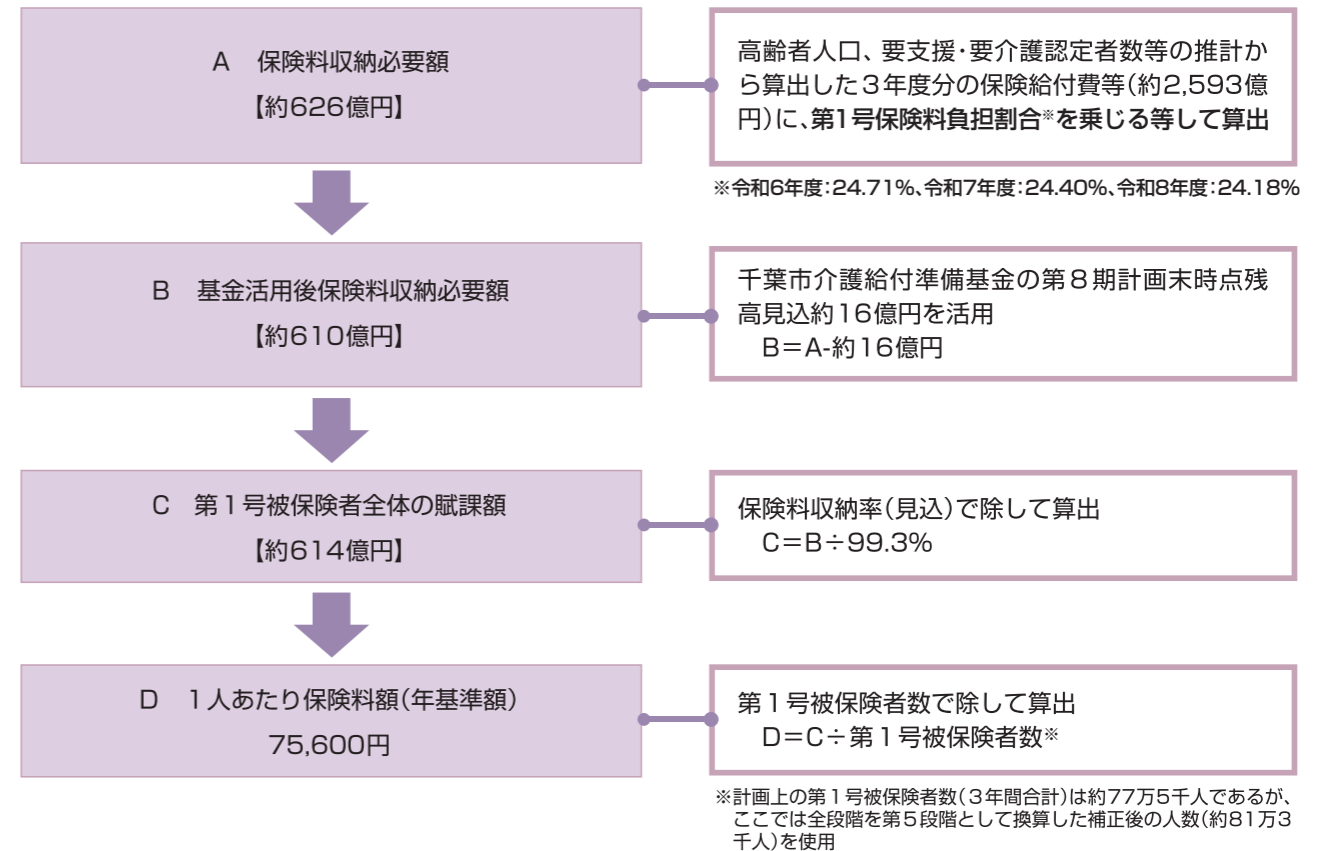
- 所得金額調整控除①**（給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合）
- (1) 特別障害者に該当する
  - (2) 年齢23歳未満の扶養親族を有する
  - (3) 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する
- 所得金額調整控除額 = (給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%
- 所得金額調整控除②**（給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合）
- 所得金額調整控除額 = (給与所得控除後の給与等の金額(10万円を限度) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を限度)) - 10万円

このコラムについて、ご不明な点などがございましたら、下記へお問い合わせください。  
 ● 東部市税事務所市民税課(043-233-8140) ● 西部市税事務所市民税課(043-270-3140)

● 介護保険料の推計の流れ

【基本的な考え方】

介護保険料(基準額)は、介護保険法施行例第38条第2項により、介護保険事業計画の計画期間(3年)毎に、保険料収納必要額を算出し、それを保険料収納率及び第1号被保険者数で除して算定します。



コラム 介護離職ゼロを目指して

現在、介護を理由として離職する方が毎年約10万人いると言われています。介護離職者をなくすためには、必要な介護サービスを確保するとともに、働く環境の改善や家族への支援が必要です。ここでは、仕事と介護の両立のため、育児介護休業法で定められた制度の一部を紹介します。

支援制度	概要
介護休業制度	介護が必要な家族1人につき、通算して93日まで、3回を上限として分割して休業を取得することができます。また、介護休業期間中は、要件を満たせば雇用保険から休業前の賃金の67%が支給されます(介護休業給付金)。
介護休暇制度	介護が必要な家族1人につき、年5日(対象家族が2人以上の場合は年10日)まで、1日又は時間単位で休暇を取得することができます。
所定外労働の制限(残業免除)	介護が終了するまで、残業の免除を勤務先に申し出ることができます。

※法律の詳細については、労働局にご相談ください。  
 ※勤務先の制度については、勤務先の人事・総務担当にご相談ください。

## 介護保険の保険料

### 納め方

#### 1 特別徴収（年金天引き）

対象者：年金が年額18万円（月額1万5千円）以上の方  
 方法：年金からの天引き（老齢福祉年金からは天引きされません）  
 回数：年6回  
 その他：前年の所得が確定する6月以降でないと保険料が決まらないため、4月、6月は、基本的に前年度2月分と同額の保険料を仮に決めた保険料として納めます（仮徴収）。

#### 2 普通徴収（口座振替や納付書払い）

対象者：年金が年額18万円（月額1万5千円）未満の方  
 方法：口座振替  
 スマホ決済  
 納付書で支払い（コンビニエンスストア、銀行ATM、インターネットバンキングなどのマルチペイメントに対応しています。）  
 回数：年10回  
 その他：口座振替の方は、納期限の日（原則6月～翌年3月の末日）に銀行などの口座から引き落とされます。納付書払いの方は、決定通知書と併せて郵送する納付書でお支払いください。

※市外転出の手続きをしたり（年金保険者にもみ届出をした場合を含む）、保険料が年度途中で減額になった場合等は、特別徴収が普通徴収に変わります。また、年度途中で増額となった場合は、特別徴収と併せて増額分を普通徴収で納めていただきます。



保険料を納めないでいると、納期限からの経過期間に応じて、延滞金がかかります。また、**介護サービスを利用する際に、利用したサービスの費用をいったん全額支払うようになり、自己負担割合が引き上げられたりします（給付制限。「介護保険被保険者証」に記載されます）**。なお、介護保険料は原則として納期限から2年経過すると納めることができなくなりますので、ご注意ください。

### 保険料の減免制度

#### ●災害などの特別な事情による減免

災害による損害、収入の著しい減少、拘禁等の場合は、申請により保険料が減免されます。  
 <対象者>以下の①～③に該当される場合、申請していただくことにより、最長で1年間、保険料額を1/2又は全額減免します。

- ①災害により、「介護保険の被保険者本人」又は「被保険者の世帯の生計をおもに維持する方」が所有する住宅、家財等が半壊以上の損害を受けた方
- ②「世帯の生計をおもに維持する方」の死亡、長期入院、事業の休廃止などにより、その後1年間の収入が著しく減少する見込みの方（自己都合による退職や定年退職は含みません。）
- ③刑事施設等に1か月以上収容された方

#### ●低所得者に対する本市独自の減免

保険料段階が第2・3段階の方で、収入や資産などの状況が以下の基準①～③のすべてに該当する場合、申請により保険料が減免されます。

- ①収入 世帯の前年1年間の収入額が、1人世帯で150万円以下、2人世帯で200万円以下、3人以上の世帯は1人増えるごとに50万円を加算した金額以下となっている場合
- ②扶養 世帯を別にする方の扶養を受けていない
- ③資産 世帯の預貯金等が1人世帯で350万円以下  
 ※以下1人増えるごとに100万円を加算。居住用や世帯の収入を得るため以外に、土地や家屋を所有していない

※上記の他、東日本大震災により被災した方の減免制度もあります。要件、申請方法など詳しくは、市のホームページをご確認ください。

### 年間払い込み額の通知

前年1年間（1月～12月）に納めた介護保険料のうち、普通徴収分の額を記載した「介護保険料納入済通知書」を毎年1月下旬に送付します。特別徴収分の額については、日本年金機構等発行の源泉徴収票でご確認ください（特別徴収対象年金が非課税年金の方は、別途ご連絡ください）。

なお、介護保険料は確定申告や還付申告、住民税申告の際に社会保険料控除として申告することができます（証明書の添付は必要ありません）。

## 年度途中で65歳になった方などの年金天引き開始時期

年金が年額18万円（月額1万5千円）以上の方は原則、介護保険料が年金天引きされますが、市と年金保険者の調整が整うまでの6か月～1年程度の間、年金天引きは開始されません。年金天引きが開始されるまでは、口座振替や納付書で介護保険料をお支払いください。

### 【年金支給開始月と天引き開始月の関係】

年金の支給開始月	天引き開始月（目安）
2月	8月から
4月	10月から
6月・8月・10月	翌年 4月から
12月	翌年 6月から

※上記関係はあくまで目安です。何らかの事由により年金保険者からの通知が遅れた場合は、天引き開始が遅れる場合があります。

## 40歳から64歳までの方（第2号被保険者の保険料）

保険料の算定方法は、健康保険、共済組合、国民健康保険など加入している医療保険により異なります。

加入している医療保険	職場の医療保険 （健康保険や共済組合など）	国民健康保険
保険料の計算	各医療保険ごとに給料の額などに応じて計算されます。原則として、事業主が半分負担します。	第2号被保険者の所得、その世帯の第2号被保険者の人数などにもとづき、世帯ごとに計算されます。
保険料の納め方	加入している医療保険の保険料と合わせて、給与などから天引きされます。40歳から64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要がありません。	国民健康保険の保険料と合わせて世帯主が納めます。
問い合わせ先	加入している医療保険者	市民総合窓口課

## 国民健康保険に加入している方が年度途中で65歳以上になった場合は??

65歳になった年度は、64歳までの国民健康保険の介護分保険料と65歳からの介護保険料をそれぞれ納めますが、二重払いにならないよう調整されています。

国民健康保険の介護分保険料は、誕生月の前月（※誕生月が各月の1日の方は誕生月の前々月）までの保険料を計算し、1年間を通じて納期ごとに振り分けます。介護保険料は誕生月（※誕生日が各月の1日の方は誕生月の前月）からの保険料を計算し、誕生月又は誕生月の翌月から年度末までの納期ごとに振り分けます。誕生月を基にそれぞれ保険料を計算しますので、納期の重複はありませんが、保険料の二重払いではありません。

※介護保険では、65歳の誕生日の前日に第1号被保険者となるため。

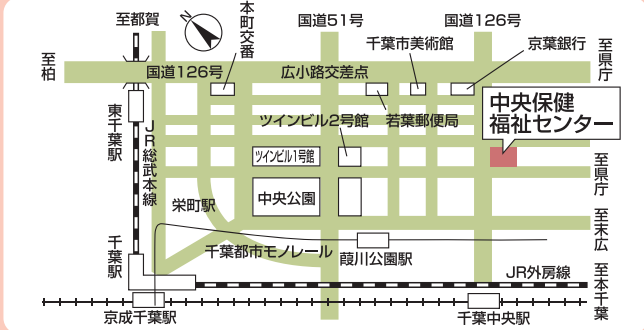
- （例）10月1日生まれの方 ▶ 介護保険料は9月分から計算します。
- ▶ 国民健康保険の介護分保険料は、8月分まで計算します。

# 要介護認定の申請や介護保険に関する問い合わせ

## 各区高齢障害支援課介護保険室の案内図

### 中央区

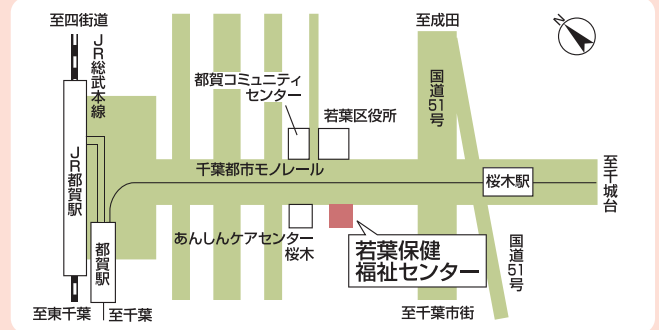
〒260-8511 中央区中央4-5-1 (Qiball(きぼーる)13階  
中央保健福祉センター内)  
☎043-221-2198 FAX043-221-2602



○交通:モノレール「葭川公園駅」下車徒歩4分

### 若葉区

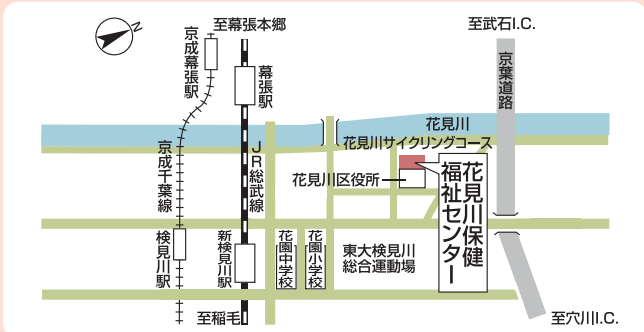
〒264-8550 若葉区貝塚2-19-1(若葉保健福祉センター1階)  
☎043-233-8264 FAX043-233-8251



○交通:バス停「若葉区役所」下車徒歩1分/JR「都賀駅」下車徒歩10分

### 花見川区

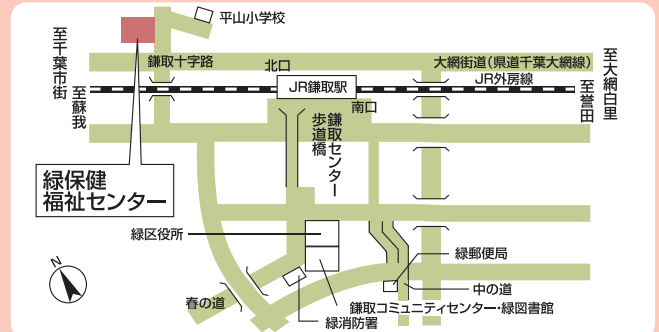
〒262-8510 花見川区瑞穂1-1(花見川保健福祉センター1階)  
☎043-275-6401 FAX043-275-6317



○交通:バス停「花見川区役所」下車徒歩1分

### 緑区

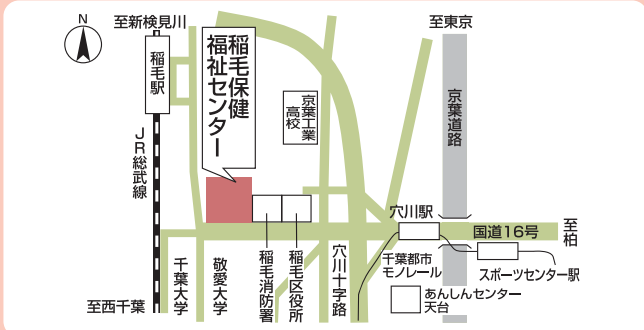
〒266-8550 緑区鎌取町226-1(緑保健福祉センター1階)  
☎043-292-9491 FAX043-292-8276



○交通:バス停「鎌取市営住宅」下車徒歩1分/JR「鎌取駅」下車徒歩8分

### 稲毛区

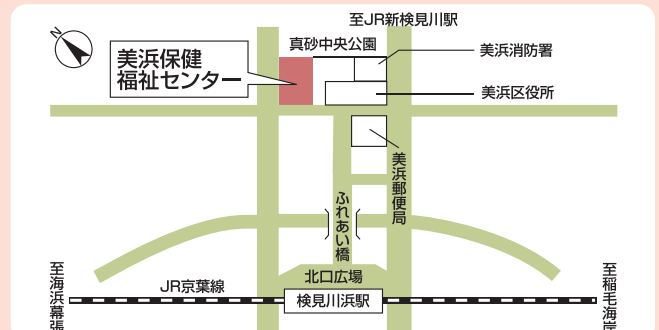
〒263-8550 稲毛区穴川4-12-4(稲毛保健福祉センター1階)  
☎043-284-6242 FAX043-284-6193



○交通:バス停「稲毛区役所」下車徒歩1分

### 美浜区

〒261-8581 美浜区真砂5-15-2(美浜保健福祉センター1階)  
☎043-270-4073 FAX043-270-3281



○交通:JR「検見川浜駅」下車徒歩8分

千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険管理課  
TEL.043-245-5061・5064  
FAX.043-245-5623  
Eメール: kaigohokenkanri.HWS@city.chiba.lg.jp  
ホームページ: <http://www.city.chiba.jp/kurashi/hoken/kaigohoken/>

千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険事業課  
TEL.043-245-5062・5068・5256  
FAX.043-245-5621  
Eメール: kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp



環境に配慮し、古紙配合率80%以上・グリーン購入法  
総合評価値80以上の用紙及び植物油インキを使用しています